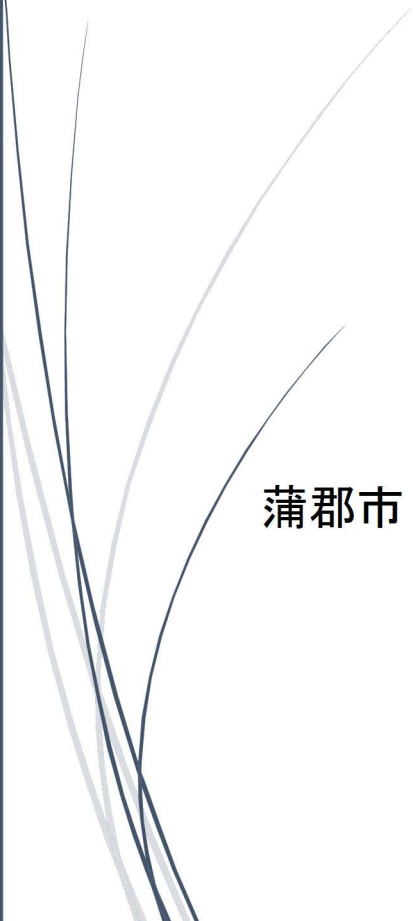
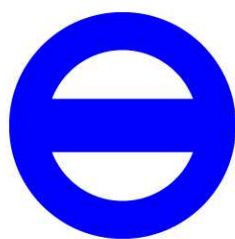


蒲郡市  
第5次地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)



蒲郡市 産業環境部 環境清掃課

平成31年4月1日

## 1 背景

---

### (1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

近年、世界中で極端な気象現象が観測され、大型で強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で発生し、甚大な被害をもたらしています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によれば、今後、世界平均気温が上昇するにつれて、極端な高温が増えることはほぼ確実であり、大雨の頻度が増す可能性が高いと報告されています。

国際社会では、平成27年12月に平成32年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。それに基づき、我が国でも平成28年5月に新たな温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

我が国においては、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が施行され、地方公共団体にも温対法第21条第1項において自らの事務事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画となる「地方公共団体実行計画」の策定が義務付けられています。

本市においては、平成12年3月に「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、その後、平成16年12月に第2次、平成22年2月に第3次、平成27年3月に第4次の策定を行い、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

そして、平成31年4月からは全市域を対象として再生可能エネルギーの導入、活用、普及の方向性を示すとともに温室効果ガスの削減に取り組んでいく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を進めてまいります。

このことを踏まえ、蒲郡市として率先して、地方公共団体の事務事業について、さらなる温室効果ガス削減に取り組んでいくため、「第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

## 2 基本的事項

---

### (1) 計画の目的

本市が行う事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制をはじめ、職員が率先して実施する環境に配慮した取組を推進することを目的とし、温対法第21条第1項に規定する「地方公共団体実行計画」として位置付けられます。

## (2) 事務事業の対象とする範囲

外部への委託等により実施するものを除き、指定管理施設も含め蒲郡市の全ての事務事業を対象とします。

## (3) 対象とする温室効果ガスの種類

二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

## (補足)

温対法により規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) 及び三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>) の7種類ですが、本市の第1次から第4次の計画においては、事務事業の実態や排出量把握の難易度等を考慮し、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 及びハイドロフルオロカーボン類 (HFC) の4種類を対象として集計しており、第5次においても先の4種類を対象にします。

## (4) 計画期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までとし、取組の進捗状況や技術の発展等社会情勢の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

## (5) 上位計画や関連計画との位置づけ

第四次蒲郡市総合計画の地球温暖化対策に係る部分の下位計画に平成31年度策定予定の「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」が位置します。さらに、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」から蒲郡市の事務事業のみを取り出したものが本計画となります。

市の事務事業に起因する温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、その実施状況を点検・公表し、率先して模範を示すことで、市民及び事業者等の意識の高揚を図り、市域全体の地球温暖化対策の取組を推進するものです。また、関連計画等との位置づけは次ページのとおりです。

関連計画等

地球温暖化対策の枠組み	対象範囲	目標
パリ協定	全ての国と地域	世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2度未満にすることを前提に、1.5度に抑えるよう努力する
地球温暖化対策計画	日本国内全ての主体	平成42年(2030年)の国内の温室効果ガス排出量を平成25年(2013年)比26%削減
あいち地球温暖化防止戦略2030	愛知県内全ての主体	平成42年(2030年)の県内の温室効果ガス排出量を平成25年(2013年)比26%削減
蒲郡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)平成31年度策定予定	蒲郡市内全ての主体	平成42年度(2030年度)の市内の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比26%削減
蒲郡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	蒲郡市の事務事業の全て(外部委託等は除く。指定管理施設は含む。)	平成35年度(2023年度)の市の事務事業に係る温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比15%削減

3 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

平成35年度(2023年度)の市の事務事業に係る温室効果ガス総排出量を基準年度の平成25年度(2013年度)比15%削減を目標とします。

温室効果ガス(CO<sub>2</sub>換算)

平成25年度(2013年度)	平成35年度(2023年度)
26,902,372kg	22,867,016kg

基準年度（平成25年度）における温室効果ガス（温室効果ガス排出を伴う活動量）の集計状況

活 動 内 容		活動量 (単位)		
燃料使用	ガソリン		131,066	リットル
	灯油		573,062	リットル
	軽油		51,058	リットル
	A重油		1,213,966	リットル
	液化石油ガス(LPG)		82,912	kg
電気使用		29,805,978	kWh	
自動車の走行	ガソリン ・ LPG	普通・小型乗 用車	128,692	km
		軽自動車	164,329	km
		普通貨物車	76,958	km
		小型貨物車	143,605	km
		軽貨物車	170,804	km
		特殊用途車	148,533	km
	軽油	普通・小型乗 用車	0	km
		普通貨物車	0	km
		小型貨物車	8,699	km
		特殊用途車	35,543	km
	HFC-134a 封入カーエアコンの使用 (年間)		178	台
	一般廃棄物焼却 (全量)		28,596	t
うち廃プラスチック焼却		3,377	t	
笑気ガス (麻酔剤) の使用		60	kg	
下水処理		6,217,104	m <sup>3</sup>	
浄化槽の処理対象人員		4,656	人	

#### 4 取り組み内容

##### (1) 省エネ設備及び低公害車の導入

建物の電気設備や空調機器等の省エネ化を図るため、ESCO（エスコ）事業やリースの活用を検討します。あわせて、環境省の補助メニューの活用も検討し、本計画に係る取組の強化・拡充を図ってまいります。

さらに公用車の購入や更新の際には、低燃費車・低公害車の導入を検討してまいります。

## (2) 廃棄物の焼却量の削減

市民への啓発を強化し、ごみの減量及び資源物の分別収集の徹底を図り、蒲郡市クリーンセンターにおける廃棄物焼却量を削減します。また、剪定枝の再資源化等も検討します。

## (3) 事務事業の効率

働き方改革の取り組みと連動して長時間労働の改善を図る等、事務事業の効率化に努め、エネルギー使用量の合理化・効率化を図ります。具体的な個別の行動内容は、「蒲郡市役所における環境保全のための行動指針」を定めて取り組んでまいります。

# 5 計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続き

---

## (1) 計画の推進

関係各課（公所）長を環境保全推進員に任命し、本計画に係る措置に自ら積極的に取り組むとともに所属職員を指導し、推進していくものとします。

## (2) 点検及び評価

環境保全推進員は、活動量の報告に係る事務を補佐する環境保全推進員補助員を選任し、毎月の各課（公所）の温室効果ガスの排出を伴う活動量（以下「活動量」という。）を環境清掃課長に報告します。

環境清掃課長は、環境保全推進員から報告された活動量に基づき、温対法第2条第5項で定義する温室効果ガスの総排出量を年度ごとに算定及び評価し、市長及び環境対策協議会に報告します。

## (3) 見直し等

市長は、(2)の報告に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

## (4) 公表

毎年度の温室効果ガスの総排出量に係る年次報告は、市ホームページにより遅滞なく公表するものとします。また、(3)の見直しを行った場合も市ホームページにより遅滞なく公表するものとします。